

## 入札公告の一部訂正について

令和8年5月29日付けで公告した「8年度胆振東部署【穂別地区】立木販売・造林請負一括事業第2号」について、下記のとおり入札公告の一部を訂正いたします。

令和8年6月8日

分任契約担当官  
胆振東部署森林管理署長 玉舘 力  
分任支出負担行為担当官  
胆振東部署森林管理署長 玉舘 力

記

### 【訂正箇所】

入札公告

1(3)の修正

(3) 事業内容 ア 立木販売 複層伐 2.31ha → 2.27ha

## 入札公告(立木公売・造林事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。  
本事業は、造林・素材生産事業における競争参加資格申請等の簡素化対象事業である。  
なお、公売物件のすべては、令和8年7月1日以降、特定盛土等規制区域である。  
なお、公売物件のすべては100% SGEC 認証の認証森林である。

令和8年5月29日

分任契約担当官  
胆振東部森林管理署長 玉舘 力

分任支出負担行為担当官  
胆振東部森林管理署長 玉舘 力

## 1 競争に付する事項

- (1) 事業名 8年度胆振東部署【穂別地区】立木販売・造林請負一括事業第2号
- (2) 事業場所 胆振東部森林管理署 2143 林班ろ小班
- (3) 事業内容 ア 立木販売  
複層伐 2.31ha
- イ 造林請負事業  
地拵（大型機械） 0.70ha  
植付（コンテナ苗） 0.70ha（1,050本）  
（詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり）
- (4) 履行期間 ア 立木販売  
搬出期間は引渡しの日から令和10年8月31日まで
- イ 造林請負事業  
履行期間は契約締結日の翌日から令和10年8月31日まで

## 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 森林管理局長から令和7年度から令和11年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、Dに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。
- (4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(3)の認定については、当該代表者がCに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第

## 入札公告(立木公売・造林事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。  
本事業は、造林・素材生産事業における競争参加資格申請等の簡素化対象事業である。  
なお、公売物件のすべては、令和8年7月1日以降、特定盛土等規制区域である。  
なお、公売物件のすべては100% SGEC 認証の認証森林である。

令和8年5月29日

分任契約担当官  
胆振東部森林管理署長 玉舘 力

分任支出負担行為担当官  
胆振東部森林管理署長 玉舘 力

## 1 競争に付する事項

(2) 事業名 8年度胆振東部署【穂別地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

(2) 事業場所 胆振東部森林管理署 2143 林班ろ小班

(3) 事業内容 ア 立木販売  
複層伐 2.27ha

イ 造林請負事業

地拵（大型機械） 0.70ha

植付（コンテナ苗） 0.70ha（1,050本）

（詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり）

(4) 履行期間 ア 立木販売  
搬出期間は引渡しの日から令和10年8月31日まで

イ 造林請負事業

履行期間は契約締結日の翌日から令和10年8月31日まで

## 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 森林管理局長から令和7年度から令和11年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。

(3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、Dに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

(4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(3)の認定については、当該代表者がCに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第